

米軍北部訓練場のヘリパッド移設工事に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年二月十六日

糸数慶子

参議院議長 西岡武夫殿

米軍北部訓練場のヘリパッド移設工事に関する質問主意書

政府は本年一月末から沖縄県東村高江区において、ヘリコプター着陸帯（以下「ヘリパッド」という。）の工事を再開した。当該工事については、地域住民の強い反対に遭っており、また、政府側が工事の中止を訴える住民二人を相手に、通行妨害の禁止を求める訴訟を起こし係争中である。それにもかかわらず工事の再開を強行したことは許されるものではない。よって、以下質問する。

一 ヘリパッド工事の再開について政府の見解を示されたい。

二 米軍北部訓練場における既設のヘリパッドの数と、直近の使用状態、とりわけ、どのヘリパッドを使用し、どのような部隊がどのような訓練を行ったのかについて、部隊名、使用日時、使用機種、使用機数等を含め、政府の承知しているところを明らかにされたい。

三 ヘリパッド工事の再開は、米軍北部訓練場の一部返還に伴う既設のヘリパッドの移設に関連するものとして理解するが、既設のヘリパッドをいくつ減らし、新たなヘリパッドをいくつ造るのか、明らかにされたい。より具体的に、減らす既設のヘリパッドの場所と、新設するヘリパッドの場所、規模（平方メートル単位）及び工法等を明らかにされたい。

四 新設するヘリパッドの工期と予算を明らかにされたい。

五 新設するヘリパッドの主な使用目的及び使用機種を明らかにされたい。

六 米国政府は、二〇一二年にMV22オスプレイ機の沖縄配備を明らかにしているが、当該配備に対する日本政府としての見解を示されたい。

七 新設するヘリパッドにおいてMV22オスプレイ機による訓練等の実施や同機の使用を想定しているのか、明らかにされたい。

八 MV22オスプレイ機の沖縄配備について、日本政府と米国政府との間でどのような協議がなされ、具体的にどのような配備計画等が明らかになっているのか。当該配備に関して日本政府が現時点で把握している一切を明らかにされたい。

右質問する。